

# パブリックコメント用

## (仮称)向日市環境美化条例 の制定

### <目 次>

・条例制定の必要性	・・・ 1
・条例(案)の内容	・・・ 1
・条例(案)の各条文・条項の説明	・・・ 2
・(仮称)向日市環境美化条例(案)	・・・ 5

## 条例制定の必要性

向日市は、長い歴史、香り高い文化、緑豊かな自然環境を有したまちです。そこには、その中で住み、働き、学ぶ人々によってはぐくまれ受け継がれてきた生活環境があります。

これを守り、向上させ、後世に引き継いでいくことはこの地で生活するすべての人々の責任だと考えます。

しかしながら、道路や公園などにポイ捨てられた空き缶やたばこの吸い殻、放置された犬のふんなど、公共の場所を利用する人々のモラルの低下やマナーの欠如などを指摘する声が多く寄せられています。

このような中、まちの美化に関する必要な事項を具体的に定めた条例を制定して、市（行政）や市民、事業者等すべての人々が一体となった行動により、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を保持、向上させていきたいと考えています。

このたび、（仮称）向日市環境美化条例の素案を取りまとめましたので、市民の皆様の声を条例に反映させるため、広く意見を募集します。

## 条例（案）の内容

第1条に条例の目的

第2条に用語の定義

第3条から第5条にかけて、市、市民等、事業者の責務  
を規定しました。

そして美しいまちづくりのため、

第6条にポイ捨ての禁止

第7条に路上喫煙等の制限

第8条に愛がん動物の管理

第9条に印刷物等の散乱防止

第10条に回収容器の設置及び管理

と具体的な規定を設けるとともに、これらの実効性を担保するため、

第11条に環境美化推進員の設置

第12条に環境美化団体等の育成及び支援

第13条に美化一斉行動の日

第14条から第16条にかけて、立入調査等、勧告及び命令  
と規定し、美しいまちづくりを総合的に推進することとしています。

第17条に条例規則への委任

## 条例（案）の各条文・条項の説明

### 第1条 条例の目的

道路や公園など公共の場所等において、空き缶や紙くず、たばこの吸い殻のポイ捨て、犬のふんの不始末などが、まちの美観を損ね、市民生活に不快感や不安感を与えている現状から、まちの美化に関する必要な事項を具体的に定めることにより、モラルやマナーの向上を図り、まちの美観を保持し、快適で住み良い生活環境を保全することを目的としています。

### 第2条 用語の定義

条例の主な用語7つ（飲料容器等、吸い殻等、市民等、事業者、ポイ捨て、公共の場所、愛がん動物）について、意思の統一を図るため定義を定めました。

### 第3条 市の責務

条例の制定者として、本市の具体的な責務を明確にするため、

- ・ 第1項は、本条例の目的達成のため、総合的な諸施策の推進
  - ・ 第2項は、生活環境の保全について、市民等への啓発活動や積極な支援
  - ・ 第3項は、関係行政機関と連携を図り、協力して第1項に規定する施策を推進
- を定めました。

### 第4条 市民等の責務

市民等の責務として、

- ・ 第1項に、本条例の目的達成のため、市及び関係機関が実施する施策に協力すること
  - ・ 第2項に、自己が管理する土地を清掃するなどして清潔に保つ等、生活環境の保全に必要な措置を講じること
- を求めています。

### 第5条 事業者の責務

事業者の責務として、

- ・ 第1項に、事業活動を行うに当たって、まちの美観や快適で住み良い生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講じるとともに、市や関係機関が本条例の目的達成のため行う施策に積極的に協力すること
- ・ 第2項では、従業員に対しても、環境美化に関する意識を高めていくことを求めたものです。

### 第6条 ポイ捨ての禁止

まちの美観が、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱により損なわれていることから、本市に関わるすべての者は、公共の場所や他人の所有地等にこれらの物のポイ捨てを禁止したものです。

#### 第7条 路上喫煙等の制限

たばこの吸い殻のポイ捨てによる散乱の防止や、路上喫煙による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図るため、市民等は、路上喫煙等をしないよう設けたものです。

#### 第8条 愛がん動物の管理

道路や公園などに放置されている犬などのふんが、市民生活に不快感等を及ぼしていることから、愛がん動物の所有者は、愛がん動物を屋外に連れ出す場合は、ふんの回収用具などを携帯して回収するなど、ふん害防止のため具体的な規定を定めました。

#### 第9条 印刷物等の散乱防止

道路等の公共の場所で、配布されたチラシなどがそのまま捨てられて散乱し、まちの美観を損なっていることから、印刷物等の配布に関わる者は、配布した印刷物等が散乱したときは、清掃等により速やかに回収しなければならないことを定めました。

#### 第10条 回収容器の設置及び管理

店舗や自動販売機で販売された、缶、びん、ペットボトル等の飲料容器が、用済み後、ポイ捨てされまちの美観を損なっている現状を改善するため、飲料や食品を販売する事業者に対して、空き缶等を回収する容器の設置と適切な管理を定めました。

#### 第11条 環境美化推進員の設置

本条例を効果的に推進するためには、行政のみでは困難ですので、市長は環境美化推進員を設置することができることを定めました。

任務については、第2項に規定しており、主たる任務は、本市地域において、まちを美しくするための指導及び啓発等を行うことです。

なお、環境美化推進員の選定方法等については、条例の施行規則に定める予定です。

#### 第12条 環境美化団体等の育成及び支援

条例の目的達成のため、市長は、

- ・ 第1項に、環境美化活動を行う各種団体や事業者の育成に努める
  - ・ 第2項に、環境美化活動に対して必要な支援を行うことができる
- としました。

#### 第13条 美化一斉行動の日

本条の目的は、清掃活動等を通じて、不法投棄やごみのポイ捨てをなくそうという環境意識の向上や、市民を始め、本市に関わる各種団体と行政が一体となってまちの美化を推進することで、市長は、美化一斉行動（クリーン作戦）の日を設けることができると定めました。

#### 第14条 立入調査等

条例の実効を期するため、条例を行っていく上で必要な範囲内において

- ・ 第1項に、あらかじめ市長が指定した職員が必要な場所に立ち入り、調査等を行うこと
- ・ 第2項に、立ち入りを受ける事業者等とのトラブル防止のため、立入調査等をする職員に対し身分を示す証明書の携行と、請求があった場合の関係者への提示

を定めました。

#### 第15条 指導及び勧告

条例の実効を期するため、市長は、第6条のポイ捨ての禁止、第7条の路上喫煙等の制限、第8条の愛がん動物の管理、第9条の印刷物等の散乱の防止及び第10条の回収容器の設置及び管理に違反した者に対し、必要な指導を行い、期限を決めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる旨を定めました。

#### 第16条 命令

前条に規定する違反者が、指導や改善、更には必要な措置を講じるよう勧告しても従わないときは、市長は、勧告に従うよう命令を発することができる旨を定め、本条例の実効性を担保しています。

#### 第17条 委任

本条例に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることにしています。

(仮称)向日市環境美化条例

(目的)

第1条 この条例は、まちの美化に関し必要な事項を定めることにより、まちの美観を保持し、快適で住み良い生活環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料容器等 飲料その他の食品を収納していた缶、びん、紙、プラスチックその他の容器又は包装であつて、当該食品が消費され、又は当該食品と分離された場合に不要となるものをいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の容易に投棄され、かつ、その散乱した状態がまちの美観を損なうおそれがあるもの(前号に規定するものを除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) ポイ捨て 飲料容器等又は吸い殻等を定められた場所以外の場所にみだりに捨て、又は放置することをいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公衆が利用し、又は通行することができる場所をいう。
- (7) 愛がん動物 犬、猫その他愛がん用の動物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な諸施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、生活環境の保全について市民等への啓発に努めるとともに、市民等による環境美化の自主的な活動に対し、積極的な支援を行わなければならない。
- 3 市は、第1項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と密接な連携を図り、協力しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係機関が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、自己が管理する土地を清潔に保つ等、生活環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によりまちの美観又は快適で住み良い生活環境を損なうことのないよう努め、自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関がこの条例の目的を達成するため実施する施策に積極的に協力しなければならない。

- 2 事業者は、従業員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所へポイ捨てをしてはならな

い。

( 路上喫煙等の制限 )

第7条 市民等は、公共の場所において、吸い殻入れ等が設置されていない場合又は吸い殻入れを携帯していない場合は、喫煙をしないよう努めなければならない。

( 愛がん動物の管理 )

第8条 愛がん動物の所有者(所有者以外の者が飼育し、又は管理する場合は、その者を含む。)は、愛がん動物を屋外に連れ出す場合は、生活環境が損なわれないように、愛がん動物のふんを処理するための用具等を携帯し、ふんを適切に処理しなければならない。

( 印刷物等の散乱の防止 )

第9条 何人も、公共の場所において、ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物、宣伝物その他の物品(以下「印刷物等」という。)を市民等に配布した場合において、その配布場所周辺で印刷物等が散乱したときは、速やかに回収しなければならない。

( 回収容器の設置及び管理 )

第10条 飲料容器等に収納された食品を販売する(自動販売機による販売を含む。)事業者は、当該食品を販売している場所に隣接する場所に飲料容器等の回収容器を設置し、当該回収容器を適切に管理するよう努めなければならない。

( 環境美化推進委員の設置 )

第11条 市長は、環境美化の推進のため、環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、環境美化の推進のため、地域において、ごみのポイ捨て及び散乱防止を図るための指導、啓発等を行う。

( 環境美化団体等の育成及び支援 )

第12条 市長は、この条例の目的を達成するため、市内で環境美化活動を行う各種団体及び事業者(以下「環境美化団体等」という。)の育成に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する環境美化団体等の活動に対し、必要な支援を行うことができる。

( 美化一斉行動の日 )

第13条 市長は、美しいまちづくりと快適な生活環境の保全を図るため、市、市民等、事業者が一体となってまち美化を推進する、美化一斉行動の日を設けることができる。

( 立入調査等 )

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に必要な場所に立ち入らせ、調査等をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

( 指導及び勧告 )

第15条 市長は、第7条から第11条までの規定に違反した者に対し、必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

( 命令 )

第16条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がないのに勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、勧告に従うことを命令することができる。

( 委任 )

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。